

読書コーナー

永遠の詩02

灰木のり子
選・鑑賞解説／高橋順子

灰木のり子という詩人を以前から知ってはいましたが、私が灰木のり子氏の詩で知っているのは、「自分の感受性くらい」と「わたしが一番きれいだったとき」という詩のみでした。「自分の感受性くらい」という詩を知ったのは、高校生のときでした。高校の「ほん」というあだ名の国語教師が、授業で紹介してくれました。この詩がとても印象的で、初めて知ったときから、毎年一月に新調する手帳には必ず書いていました。三十歳を過ぎたころから、そのような余裕もなくなり、この詩のことも忘れていました。昨年整理した過去の手帳でこの詩を読み返し、この詩だけでなく灰木氏の他の詩も読んでみたいと思い、この詩集を手に取りました。

「自分の感受性くらい」は、いつ読んでも、どのフレーズを切り取っても、今の自分に当てはまっている気がして叱られている気持ちになります。何か失敗をすれば、誰かや時間、場所のせいにして、「仕方ない」とつぶやいては言い訳を繰り返してきたように思います。この詩を読んで、「自分の感受性くらい／自分で守

れ／ほかのよ」という叱責に、ああまた叱られてしまったと反省するのです。年齢を重ねるにつれ叱られることもなくなり、私はこの詩を読むことで反省を繰り返すのです。繰り返すということは成長しないことになってしまいますが、私はきっとこれから先もこの詩を読んでは、ああまた叱られてしまったと反省するのでしょうか。

「わたしが一番きれいだったとき」は、戦争のために青春を奪われたというテーマに沿った詩です。一九四五年、第二次世界大戦に敗戦した年、灰木氏は十九歳でした。戦中、戦後と十代の青春を謳歌するはずの歳に謳歌できなかったことを、淡々と平易な言葉で連ねることにより戦争に対する無念さ、残念さ、憤りを読み手に訴えてくるのだと思います。「根府川」の海も戦争をテーマにした詩ですが、これらの詩を今読むと、ロシアによる侵略で苦しむウクライナ国民の悲しみが少しは想像できるのかもしれない。

この「永遠の詩」は、「01」から「08」まで全8冊あり、灰木氏の詩集が「02」となっています。他の詩人は、金子みすゞ、山口漁、中原中也、石垣りん、宮沢賢治、萩原朝太郎、八木重吉です。これをきっかけに、灰木氏の他の詩だけでなく、永遠の詩の他の詩集も読んでみたいと思いました。皆様も気になる詩人の本を手にとって頂ければ幸いです。(文責：内田)

Q & A コーナー 「どうしよう?」にお答えします!



当社は、事業者に対して飲食料品及び日用雑貨の卸売を行っています。今後、令和5年10月からの適格請求書等保存方式の開始を踏まえ、適格請求書の記載事項を満たす請求書を取り先に交付したいと考えていますが、どのような対応が必要ですか。

A 適格請求書には、次の事項が記載されていることが必要です(区分記載請求書等保存方式における請求書等の記載事項に加え、①、④及び⑤の下線部分が追加されます。)(新消法57の4①)。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

(注) 上記の記載事項のうち、①の登録番号を記載しないで作成した請求書等は、令和元年10月1日から実施された軽減税率制度における区分記載請求書等として取り扱われます。

(引用:消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A)



(文責:明石)

編集後記

7月の祝日といえば「海の日」です。内閣府によると、海の恩恵に感謝するとともに海洋国日本の繁栄を願う日なのだそうです。ご存じでしたか?

かなた新聞

KANATA SHINBUN

令和4年
7月1日発行
第156号

高橋税経グループ

かなた税理士法人

かなた税理士法人 Tel:027-361-5568

群馬MS&Aセンター Tel:027-364-8040 ■相統手続支援センター群馬 Tel:027-363-5959

〒370-0006 群馬県高崎市問屋町4-7-8 高橋税経ビル FAX:027-361-9591 URL: http://www.takahashi.co.jp/ E-mail: info@takahashi.co.jp



所長挨拶

盛夏の候、皆さまにはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、先月21日午後3時ごろ、事務所の電気が一斉に落ちるという事態が発生しました。

早速駆けつけくれた電気工事会社の方の見立てでは、電気の取り入れ口とキュービクルを繋ぐ高圧ケーブルが断線しているとの事。

早速高圧ケーブルの交換のために部材の調達を始めて頂いたのですが、高圧ケーブルは他の建設資材と同様に全国的に品不足で、いつ手に入るかわからないとの事でした。

調達できるまでの間は発電機による電気の供給をするしかないとの事で、こちらも早々に手配を始めて下さいました。

NTTの方も来られて、電話やインターネットの点検をしたり、警備会社の方も来られて停電中の警備の方法について打合せをするなど、正にてんやわやでした。

電気が復旧するまでの間、社員がテレワークで業務を継続するためには、サーバーを生かしておかなければならないという事で、システムをサポートして頂いている会社の方も来られて二台のサーバーを車に積み込み、システム会社さんでの設定も始まりました。

普段は当たり前で電気が来ていて、スイッチを入れさえすれば電気が付く、いやスイッチを入れなくとも自動的にすべてが機能している中で、特に何も考えずに仕事をしていたわけですが、

いざ電気が止まってしまうと、初めてこんなにも多くの人たちに支えられてやって来ていたんだと、あらためて認識し感謝の念を深くしたところで。

10年前の東日本大震災以降、多くの自然災害が発生する中で、BCP(Business Continuing Plan～事業継続計画)の必要性が声高に叫ばれ、セミナーなども数多く開催されていますが、いま一つ他人事のような受け止め方をしてしまっていたことを大いに反省しました。

電気が止まってしまうとどんなことが起きるか、もう一つご紹介しておきましょう。

トイレの水が流れなくなってしまったのです。私の事務所では、一階の外部に置いた大型のタンクから4階までポンプアップして水道水を使っていたのです。

大至急ホームセンターに行ってポリタンクを4つ買い込み、自宅の水道で水を満タンにして事務所に行き、4階までの各階のトイレのわきに設置するという事が必要になったのですが、さてエレベーターも止まっている。

結局若手社員の力を借りて各階まで運び上げるといった事態になりました。

これは、電気が来るまで続くことになりませんが、それこそBCPを考えれば今後ポリタンクは無駄になることはないでしょう。こんなことは無いに越したことはないのですが、皆さんも一度是非身の回りを見回して頂きたいと思えます。

いよいよ本格的な夏を迎え、暑さま日に日に厳しくなってきました。

日々の体調管理とともに、熱中症には十分にご注意いただき、毎日をお元気に過ごしていただきますようお祈り申し上げます。



- P1 所長挨拶・目次
- P2・3 税務トピックス
- P3 将軍の日

- P4 読書感想文
- P4 Q&Aコーナー
- P4 編集後記

お客様各位

平素より大変お世話になっております。弊社では、新型コロナウイルス感染症に対する従業員の安全の確保を考慮し、毎号掲載しておりました、従業員の集合写真をお休みさせていただくことになりました。一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と、皆様のご健康を心よりお祈り申し上げます。

かなた税理士法人 情報発信委員会

かなた税理士法人 ～税務TOPICS～

給与増加分の4割を税額控除！？
新しい賃上げ促進税制

令和4年度税制改正では、中小企業向け・大企業向け双方の給与に関する優遇税制(以下、賃上げ促進税制)が改正されています。特に中小企業向けでは、今回の改正により最大で給与増加分の4割を税額控除できるようになりました。両者の改正後の概要をご案内します。

中小企業向け

中小企業向けの賃上げ促進税制とは、青色申告書を提出する一定の中小企業者等が、給与総額を一定割合増加させた場合に、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税。以下同じ)から税額控除できる制度です。

【令和4年度税制改正の改正内容】

教育訓練費の要件から認定経営力向上計画における経営力向上の証明を廃止するなど、控除率の上乗せ要件を見直した他、賃上げと教育訓練費それぞれに上乗せの控除率を設けて控除率を最大40%まで引き上げた上で、適用期限が1年間延長されました。

大企業向け

大企業向けの賃上げ促進税制とは、青色申告書を提出する企業が、継続雇用者の給与総額を一定割合増加させた等の要件を満たした場合に、雇用者全体の給与増加分の一部を法人税から税額控除できる制度です。

【令和4年度税制改正の改正内容】

新規雇用者が対象の人材確保等促進税制から改組。適用要件を、前事業年度及び適用事業年度のすべての月分の給与等の支給を受けた雇用保険一般被保険者等(継続雇用者)とするなど内容を大幅に見直し、控除率を最大30%とした上で、2年間の時間措置として設けられました。

【賃上げ促進税制の概要(令和4年度税制改正適用後)】

		中小企業向け「賃上げ促進税制」		大企業向け「賃上げ促進税制」		
【適用要件】		雇用者全体の給与総額： 対前年度増加率1.5%以上		継続雇用者の給与総額：対前年度増加率3%以上 + 従業員への還元や取引先への 配慮を行うことを宣言していること※1		
【税額控除】		控除率最大40%		控除率最大30%		
■控除率を乗ずる対象		雇用者全体の給与総額の対前年度増加額 (雇用安定助成金額を除いた増加額が上限)		雇用者全体の給与総額の対前年度増加額 (雇用安定助成金額を除いた増加額が上限)		
■控除率	基本	15%		15%		
	上乗せ	賃上げ	+15%	雇用者全体の給与総額： 対前年度増加率2.5%以上	+10%	継続雇用者の給与総額： 対前年度増加率4%以上
		教育訓練費	+10%	教育訓練費※2の 対前年度増加率10%以上	+5%	教育訓練費※2の対前年度増加率20%以上
■控除上限額		当期の法人税額×20%		当期の法人税額×20%		

(※1) 資本金10億円以上、かつ、常時使用従業員数1,000人以上の企業への要件。自社のウェブサイトに宣言内容を公表したことを経済産業大臣に届出

(※2) 教育訓練費の明細書の保存が必要

なお、中小企業向け大企業向けともに、令和4年(2022年)4月1日以後開始事業年度(個人事業主は令和5年分)から適用されます。適用時期にご注意ください。

参考：財務省「令和4年度税制改正」、中小企業庁「中小企業向け賃上げ促進税制利用ガイドブック」、経済産業省「大企業向け賃上げ税制利用ガイドブック」他

新型コロナウイルス感染症だけでなく、ロシアによるウクライナ侵攻下での世界的なインフレや円安によるコスト増など、厳しい経済環境が続いています。前年よりも業績が悪化する予想される場合は、早めに当事務所へご相談ください。

所得税の予定納税額を減らすには

個人が税務署から通知を受けた税額を、指定された期日までに納める“予定納税”。予定納税はその年の所得税の一部を前もって納める意味がありますが、この税額を減額できる場合があります。

予定納税とは

(1) 予定納税とは

予定納税とは、その年の前年分の所得金額や税額を基に計算した予定納税基準額が15万円以上である場合に、その年の6月中旬に税務署から送付された通知に基づき、その年の復興特別所得税を含めた所得税の一部として納付する制度です。

(2) 予定納税基準額

① 次のすべてに該当する人の予定納税基準額は、原則、前年分の申告納税額となります。

- ② 前年分の所得金額のうち、山林所得、退職所得等の分離課税の所得(分離課税の上場株式等の配当所得等を除く。)及び譲渡所得、一時所得、雑所得、平均課税を受けた臨時所得の金額(以下、除外所得の金額)がない
- ③ 前年分の所得について外国税額控除の適用を受けていない
- ④ 前年分の所得税について災害減免法の規定の適用を受けていない

② 上記①以外の人は、原則、次の算式により計算した金額が予定納税基準額となります。

(前年分の課税総所得金額及び分離課税の上場株式等に係る課税配当所得等の金額に係る所得税額)※1 - 源泉徴収税額※2

(※1) 除外所得の金額や災害減免法の規定の適用がある場合は、それぞれなかったものとして計算。

(※2) 除外所得の金額に係るものは除く。

(3) 納付する回数と納期

予定納税額は原則として2回、通知書に記載された税額を納めます。1回あたりは、予定納税基準額の3分の1相当額です。本年分の納期は、以下のとおりです。

納期(振替納税日は納期最終日)	
第1期分	2022年7月1日～8月1日
第2期分	2022年11月1日～11月30日

予定納税額を減額するには

廃業や休業あるいは業況不振などの要因で、その年の復興特別所得税を含めた納税額を見積ったときに、予定納税基準額よりも少なくなると見込まれる場合、申請を行い承認されると予定納税額が減額できます。この申請を「予定納税の減額申請」といいます。

本年分について申請を行う場合の見積る現況日と提出期限は、以下のとおりです。

減額対象期	見積る現況日	提出期限
第1・2期分	2022年6月30日	2022年7月15日
第2期分	2022年10月31日	2022年11月15日

なお、見積を行うには、計算の基礎となる資料が必要です。早期の帳簿作成が肝要となりますので、ご注意ください。

参考：国税庁HP「タックスアンサー No.2040 予定納税」
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2040.htm> 他

将軍の日(中期5カ年経営計画作成セミナー)

『将軍の日』とは

戦国時代、将軍が戦場から離れた陣営で、戦局を見極め戦略・戦術を立てたように、経営者が日常業務から離れ電話も来客もない環境で、将来を見据え経営計画を作るセミナーです。社長を将軍にみ立て、「将軍の日」と命名されました。

【受講料】

55,000円(税込)/名
2名様以降5,500円(税込)

お問い合わせ：かなた税理士法人
027-361-5568 担当：森平



先行経営Tasseiを行いませんか！

先行経営 Tassei とはズバリ「経営者の描く目標を達成させること！」です。そして目標を達成させるためには「経営計画」が必要です。経営計画を立てても実現しないのは、計画とズレたことを把握したあとの行動が伴っていないから。計画とのズレを毎月見定め、修正行動に移す。この一番実践できない「修正行動」の部分を実際に行っていくことが出来るのが「先行経営 Tassei」なのです。と同時に、経営者の意識や行動が明らかに変化します。

【料金】月額 55,000円(税込)から